

厚生労働大臣の定める掲示事項

●当院は、厚生労働大臣の指定を受けた保険医療機関です●

【入院基本料に関する事項】

当診療所には、看護職員が7名以上勤務しています。
夜間は、看護職員を1名以上配置しています。

【入院時食事療養（Ⅱ）】

食事については、適時、適温にて提供しています。
朝食 7：30 頃／昼食 12：00 頃／夕食 18：00 以降
温かいものは温かいうちに、冷たいものは冷たいうちに提供

【近畿厚生局への届出事項】

以下の**施設基準に適合している旨の届出**を行っています。

◆有床診療所入院基本料1 ◆情報通信機器を用いた診療 ◆外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅰ） ◆入院ベースアップ評価料 ◆外来感染対策向上加算 ◆連携強化加算 ◆ニコチン依存症管理料 ◆がん治療連携指導料 ◆電子的診療情報評価料 ◆在宅療養支援診療所 ◆在宅時医学総合管理料 ◆CT 撮影及び MRI 撮影 ◆遠隔画像診断 ◆遠隔モニタリング加算 ◆脳血管疾患等リハビリテーション料（Ⅲ） ◆運動器リハビリテーション料（Ⅱ） ◆呼吸器リハビリテーション料（Ⅰ） ◆胃瘻造設術 ◆酸素の購入価格 ◆機能強化加算

【保険外負担に関する事項】

- ・特別療養環境の提供

区分	部屋番号	差額室料	備考
個室	201・202・207 号室 208・210 号室	2,200 円/日	トイレ 個人用収納設備

- ・その他紙おむつ代、証明書・診断書料などにつきまして、実費のご負担をお願いしております。

なお、衛生材料等の治療（看護）行為及びそれに密接に関連した『サービス』や『物』についての費用の徴収や、『施設管理費』等の曖昧な名目での費用の徴収は、一切認められていません。

詳しくは、会計窓口でおたずねください。

公益社団法人地域医療振興協会

おおい町保健・医療・福祉総合施設 診療所